

資料

令和2年3月2日開催

第1回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について ----- 1

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町監査委員条例の一部改正について ----- 2～3

議案第 3号 美瑛町課設置条例の一部改正について ----- 4～5

議案第 4号 美瑛町手数料徴収条例の一部改正について ----- 6～7

議案第 5号 美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正について ----- 8～9

議案第 6号 美瑛町企業振興促進条例の一部改正について ----- 10～15

議案第 7号 美瑛町営住宅条例の一部改正について ----- 16～22

議案第 8号 美瑛町定住促進住宅条例の一部改正について ----- 23～24

議案第 9号 美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について ----- 25～26

議案第10号 美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正について ----- 27～29

○町道路線の変更

議案第25号 町道路線の変更について（箇所図） ----- 30

美瑛町町長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定要旨

1 制定の要旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、地方公共団体の長、委員会の委員、地方公共団体の職員の職務行為について、善意でかつ重大な過失がない場合に、条例において賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとされたため、本条例を制定するもの。

2 制定の概要

第1条（趣旨）

本条例の制定の趣旨について規定

第2条（損害賠償責任の一部免責）

損害賠償額の免責額を算出するための係数について規定

※係数については、政令で定める基準と同じ

附 則

条例を施行する期日について規定

3 免責額の算出式

損害賠償額 - 基準給与年額（※） × 本条例第2条に規定する係数

※基準給与年額：地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される給与額
--

4 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

美瑛町監査委員条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

地方自治法の「第243条の2」が「第243条の2の2」に移動することから、本条例第3条中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の2第3項」に改める。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

○美瑛町監査委員条例 新旧対照表

令和 2 年 3 月 2 日
第 1 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第 1 条～第 2 条 【略】 （請求又は要求による監査）</p> <p>第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、法第 9 8 条第 2 項、法第 2 4 2 条第 1 項若しくは法第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 6 0 日以内に監査を行わなければならない。</p> <p>第 4 条～第 1 1 条 【略】</p>	<p>第 1 条～第 2 条 【略】 （請求又は要求による監査）</p> <p>第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、法第 9 8 条第 2 項、法第 2 4 2 条第 1 項若しくは法第 2 4 3 条の 2 第 3 項 の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項の規定による監査の要求があったときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 6 0 日以内に監査を行わなければならない。</p> <p>第 4 条～第 1 1 条 【略】</p>

美瑛町課設置条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

役場組織の機構改革に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 「政策調整課」を「まちづくり推進課」に改める。
- (2) 「経済文化振興課」を「商工観光交流課」に改める。
- (3) 「文化スポーツ課」を新設する。(「経済文化振興課文化スポーツ推進室」を「文化スポーツ課」とする。)

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

○美瑛町課設置条例 新旧対照表

令和 2 年 3 月 2 日
第 1 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>(課の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課及び病院を置く。</p> <p>総務課 <u>まちづくり推進課</u> 税務課 住民生活課 保健福祉課 <u>商工観光交流課</u> <u>文化スポーツ課</u> 農林課 建設水道課 町立病院</p> <p>第 2 条 【略】</p>	<p>(課の設置)</p> <p>第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課及び病院を置く。</p> <p>総務課 <u>政策調整課</u> 税務課 住民生活課 保健福祉課 <u>経済文化振興課</u> 農林課 建設水道課 町立病院</p> <p>第 2 条 【略】</p>

美瑛町手数料徴収条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行
政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、住民基本台帳法が一
部改正されたことから、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付が制度化さ
れたことから関係規定を整備する。(別表の3の項及び4の項の改正)
- (2) その他文言の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

新			旧		
第1条～第7条 【略】			第1条～第7条 【略】		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料の種類	単位	金額	手数料の種類	単位	金額
1 【略】			1 【略】		
2 世帯全員の住民票の写し又は証明書の交付	1枚まで	300円	2 世帯全員の住民票の写しの交付又は証明書	1枚まで	300円
	2枚以上	600円		2枚以上	600円
3 住民票若しくは除票の写し又は証明書の交付	1枚につき	300円	3 住民票_____の写しの交付又は証明書	1枚につき	300円
4 住民票の写しの広域交付、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票の写しの交付	1枚まで	300円	4 住民票の写しの広域交付又は戸籍の附票の写しの交付	1枚まで	300円
	2枚以上	600円		2枚以上	600円
5～41 【略】			5～41 【略】		
備考 【略】			備考 【略】		

美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

本町における子育て支援の拡充を図るべく、乳幼児等医療費の助成対象者の範囲を拡大するため、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

乳幼児等医療費の助成対象者について、現行の「美瑛町の区域内に住所を有する満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで」から「美瑛町の区域内に住所を有する満18歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日まで」に改める。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

○美瑛町乳幼児等医療費の助成に関する条例 新旧対照表

令和 2 年 3 月 2 日
第 1 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第 1 条～第 2 条 【略】 (対象者)</p> <p>第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、美瑛町の区域内に住所を有する満 <u>18</u> 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの乳幼児等（以下「乳幼児等」という。）であって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活保護を受けている者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者は除く。</p> <p>第 4 条～第 14 条 【略】</p>	<p>第 1 条～第 2 条 【略】 (対象者)</p> <p>第 3 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、美瑛町の区域内に住所を有する満 <u>15</u> 歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の 3 月 31 日までの乳幼児等（以下「乳幼児等」という。）であって医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者とする。ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活保護を受けている者及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者は除く。</p> <p>第 4 条～第 14 条 【略】</p>

美瑛町企業振興促進条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

本町の地域資源を活かした積極的な企業誘致活動を推進するとともに、近年の社会情勢の変化及び経営形態の変化等を踏まえ、事業者にとってより設備投資を行いやすい環境となるよう、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 現行、固定資産税及び都市計画税相当額の一部を基準年度から3年間助成（助成額：1年目は固定資産税及び都市計画税相当額の100分の100、2年目は100分の75、3年目は100分の50）しているものを、固定資産税及び都市計画税の課税について基準年度から3年間は100分の0、4年目は100分の25、5年目は100分の50の割合で不均一課税を行うことに改める。
- (2) 事業場増設時に必要となる従業員の雇用人数の要件を廃止する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 その他

本条例の施行前に指定を受けている事業者については、従前どおり3年間の固定資産税及び都市計画税相当額の一部助成となる。

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、本町における企業の振興を促進するため、町内に事業場を新設し、又は増設する者に対し、<u>地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 6 条第 2 項の規定による固定資産税等の不均一課税並びに助成措置を行うことにより</u>、本町産業の振興と雇用の拡大を図り、活力ある町づくりを推進することを目的とする。</p> <p>第 2 条 【略】</p> <p><u>(措置の種類)</u></p> <p>第 3 条 町は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる措置を行うものとする。</p> <p>(1) <u>事業場設置に対する固定資産税等の不均一課税</u></p> <p>(2) <u>事業場設置に対する助成</u></p> <p>ア <u>土地取得助成</u></p> <p>イ <u>雇用助成</u></p> <p>ウ <u>緑化助成</u></p> <p><u>(措置の対象地域)</u></p> <p>第 4 条 <u>措置の対象地域</u>は、法令に定める地域のほか、第 1 条に規定する目的の達成に特に寄与すると町長が認めた地域とする。</p> <p><u>(措置の対象等)</u></p> <p>第 5 条 第 3 条の<u>措置</u>は、別表中欄に掲げる事業場であって、本町企業の振興、工業の高度化又は観光の振興に寄与するものを新設し、又は増設するもので、町長が指定したものに対し行う。この場合において、当該事業場が 2 以上の<u>措置</u>の対象に該当するときは、対象区分に応じてそれぞれの<u>措置</u>を併せて行うことができ</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この条例は、本町における企業の振興を促進するため、町内に事業場を新設し、又は増設する者に対し、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>助成措置を行うことにより、本町産業の振興と雇用の拡大を図り、活力ある町づくりを推進することを目的とする。</p> <p>第 2 条 【略】</p> <p><u>(助成の種類)</u></p> <p>第 3 条 町は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる助成を行うものとする。</p> <p>(1) <u>事業場設置助成</u></p> <p>(2) <u>土地取得助成</u></p> <p>(3) <u>雇用助成</u></p> <p>(4) <u>緑化助成</u></p> <p><u>(助成の対象地域)</u></p> <p>第 4 条 <u>助成の対象地域</u>は、法令に定める地域のほか、第 1 条に規定する目的の達成に特に寄与すると町長が認めた地域とする。</p> <p><u>(助成措置の対象等)</u></p> <p>第 5 条 第 3 条の<u>助成</u>は、別表中欄に掲げる事業場であって、本町企業の振興、工業の高度化又は観光の振興に寄与するものを新設し、又は増設するもので、町長が指定したものに対し行う。この場合において、当該事業場が 2 以上の<u>助成</u>の対象に該当するときは、対象区分に応じてそれぞれの<u>助成</u>を併せて行うことができ</p>

新	旧
<p>る。 2～3 【略】 <u>(固定資産税等の不均一課税措置)</u> 第6条 第3条第1号に規定する措置の税率は、別表第1右欄に定めるとおりとする。 2 前条第1項及び第2項の規定により町長の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)が前項の措置を受けようとするときは、当該固定資産税等の不均一課税を受けようとする年の1月31日までに、固定資産税等の不均一課税申請書を町長に提出しなければならない。 <u>(助成措置)</u> 第7条 第3条第2号に規定する措置の額は、別表第2左欄に掲げる措置の種類に応じ同表右欄に定めるとおりとし、補助金として交付する。 2 指定事業者が前項の措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。 3 補助金の交付時期は、規則で定める。 (便宜供与) 第8条 【略】 <u>(固定資産税等の不均一課税又は助成の措置の承継)</u> 第9条 町長は、<u>固定資産税等の不均一課税又は助成の措置を行うべき期間</u>において指定事業者に係る事業場が相続、合併又は事業の譲渡により当該事業場の所有者に変更を生じた場合においても、その事業を承継する者(以下「承継人」という。)に対し、<u>固定資産税等の不均一課税又は助成の措置を行うものとする。</u></p>	<p>る。 2～3 【略】 <u>(助成の措置等)</u> 第6条 町は、前条第1項及び第2項の規定により町長の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)に対し、別表左欄に掲げる助成の区分に応じ、同表右欄に定める額以内の額を補助金として交付する。 2 指定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。 3 補助金の交付時期は、規則で定める。 (便宜供与) 第7条 【略】 <u>(助成</u> _____ <u>の措置の承継)</u> 第8条 町長は、第6条の規定により助成の措置を行うまでの間 _____ において指定事業者に係る事業場が相続、合併又は事業の譲渡により当該事業場の所有者に変更を生じた場合においても、その事業を承継する者(以下「承継人」という。)に対し、<u>同条の助成</u> _____ <u>の措置を行うものとする。</u></p>

新	旧
<p>2 【略】 (指定及び措置の取消し等)</p> <p>第10条 町長は、指定事業者（承継人を含む。以下同じ。）<u>、固定資産税等の不均一課税を受けた者、補助金の交付決定を受けた者及び補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該指定若しくは固定資産税等の不均一課税若しくは補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 措置の対象の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 偽り、その他不正の手段により、指定及び措置<u>を</u>受け、又は受けようとしたとき。 (審査委員会)</p> <p>第11条 【略】</p> <p>2 【略】 (報告及び調査)</p> <p>第12条 【略】 (適用除外)</p> <p>第13条 【略】 (施行規定)</p> <p>第14条 【略】</p>	<p>2 【略】 (指定及び助成の取消し等)</p> <p>第9条 町長は、指定事業者（承継人を含む。以下同じ。）<u>、補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該指定若しくは</u> <u>補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</u></p> <p>(1) 助成の対象の要件を欠くに至ったとき。</p> <p>(2) 【略】</p> <p>(3) 偽り、その他不正の手段により、指定及び補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。 (審査委員会)</p> <p>第10条 【略】</p> <p>2 【略】 (報告及び調査)</p> <p>第11条 【略】 (適用除外)</p> <p>第12条 【略】 (施行規定)</p> <p>第13条 【略】</p>

新			旧		
別表第 1 (第 6 条関係)			別表 (第 6 条関係)		
措置の種類	措置の対象となる事業場	措置の税率	助成の種類	助成の対象となる事業場	補助金の額
事業場設置に対する固定資産税等の不均一課税	新設又は増設により取得した固定資産(土地を除く。)に係る基準年度の固定資産評価額が 3,000 万円以上であるもの	新設又は増設により取得した固定資産(土地については、操業等を開始した日前 3 年以内に取得したものを含む。)に対し基準年度から 5 年の各年度においてそれぞれ課せられる固定資産税等の税率は、美瑛町税条例第 62 条又は美瑛町都市計画税条例第 3 条の規定にかかわらず、これらの規定する税率に基準年度から起算した次の各号の年度区分に応じる割合を乗じた税率とする。ただし、過疎地域等における固定資産税の課税の特例に関する条例(平成 2 年美瑛町条例第 26 号)の規定の適用を受けることができる場合、次の第 1 号の規定は、都市計画税のみに適用する。 (1) 1 年度から 3 年度 100 分の 0 (2) 4 年度 100 分の 25 (3) 5 年度 100 分の 50	事業場設置助成	事業場でその新設又は増設により取得した固定資産(土地を除く。)に係る基準年度の固定資産評価額が 3,000 万円以上であるもの(増設については、その増設に伴って規則で定める新たに雇用される者(以下「新たに雇用される者」という。)の数が 3 人以上であるもの)	事業場の新設又は増設により取得した固定資産(土地については、操業等を開始した日前 3 年以内に取得したものを含む。)に対し基準年度から 3 年の各年度においてそれぞれ課せられる固定資産税等相当額に基準年度から起算した次の各号の年度区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た額(その額が 1 億円を超えるときは 1 億円) (1) 初年度 100 分の 100 (2) 次年度 100 分の 75 (3) 3 年度 100 分の 50
			土地取得助成	【略】	
			雇用助成	【略】	
			緑化助成	【略】	
別表第 2 (第 7 条関係)					
措置の種類	措置の対象となる事業場	措置の額			
事業場設置に対する助成					
土地取得助成	事業場で助成対象地域に土地を取得し、その取得価格が 2,000 万円を超え、かつ、その土地を取得した日の翌日から起算して 3 年を超えない期間内に操業等を開始したもの	事業場の新設又は増設に伴い取得した土地のうち、町長が事業場の用に供したと認めるものの取得価格の 100 分の 25 に相当する額(その額が 1,500 万円を超えるときは 1,500 万円)			
雇用助成	事業場のうち次の各号のいずれかに該当するもの (1) 工場 ア 新設の場合 新たに雇用さ	新たに雇用される者の数に初年度 10 万円(新たに雇用される者が規則で定める町内居住者であるときは 15 万円)、初年度			

○美瑛町企業振興促進条例 新旧対照表

令和2年3月2日
第1回美瑛町議会定例会資料

新		旧
	<p>れる者の数が5人以上のもの</p> <p>イ 増設の場合 増設により取得した固定資産（土地を除く。）に係る基準年度の固定資産評価額が500万円以上であり、かつ、その増設に伴って新たに雇用される者の数が3人以上であるもの</p> <p>(2) ソフトウェアハウス 新設又は増設に伴って新たに雇用される者の数が5人以上であるもの</p> <p>(3) 試験研究施設 新設又は増設に伴って新たに雇用される者の数が3人以上であるもの</p> <p>(4) その他の施設</p> <p>ア 新設の場合 新たに雇用される者の数が5人以上のもの</p> <p>イ 増設の場合 増設により取得した固定資産（土地を除く。）に係る基準年度の固定資産評価額が1,000万円以上であり、かつ、その増設に伴って新たに雇用される者の数が3人以上であるもの</p>	<p>雇用された者が引き続き雇用されるときは次年度8万円、3年度7万円を乗じて得た額（その額が各年度それぞれ1,000万円を超えるときは1,000万円）</p>
緑化助成	<p>事業場（観光施設を除く。）でその新設又は増設に伴い、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項の規定による特定工場の届出を要するもの</p>	<p>工場立地法第4条第1号に規定する緑地の設置に要したと認められる事業費に100分の25を乗じて得た額（その額が500万円を超えるときは500万円）</p>

美瑛町営住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行及び公営住宅を取り巻く近年の状況等を踏まえ、これまでの公営住宅に係る制度改正の内容を反映するため、「公営住宅管理標準条例（案）」が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 公募の例外規定に係る事業を追加する。(第5条の改正)
- (2) 他法に規定されている「入居者資格の条件が緩和される者」についてまとめた規定を追加する。(第6条の改正)
- (3) 民法に「入居者が家賃を支払わないときは、賃貸人の判断で敷金を未納の家賃に充てることができる」旨が規定されたことから、本条例に当該規定を追加するとともに、関連する規定の整備を行う。(第19条の改正)
- (4) 民法の法定利率の改正に伴い、不正行為等によって入居した者に対する請求額の算定に利用する利率を「年5分」から「法定利率」に改める。(第42条の改正)
- (5) その他文言の整理

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

新	旧
<p>第 1 条～第 4 条 【略】 (公募の例外)</p> <p>第 5 条 【略】 (1)～(4) 【略】 (5) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和 50 年法律第 67 号)に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成 9 年法律第 49 号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(9) 【略】 (入居者の資格)</p> <p>第 6 条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等、東日本大震災復興特別区域法(平成 23 年法律第 122 号)第 19 条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成 24 年法律第 25 号)第 27 条に規定する特定帰還者及び第 39 条に規定する居住制限者)にあっては第 2 号及び第 3 号に掲げる条件。ただし、東日本大震災復興特別区域法第 19 条に規定する被災者等については、同条の認定を受けた復興推進計画に記載された同条第 2 項の期間が満了する日(その日が令和 3 年 3 月 11 日後の日であるときは、同月 11 日)までの間に限</p>	<p>第 1 条～第 4 条 【略】 (公募の例外)</p> <p>第 5 条 【略】 (1)～(4) 【略】 (5) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 59 条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号)第 3 条第 4 項若しくは第 5 項の規定に基づく土地区画整理事業</p> <p>_____の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(9) 【略】 (入居者の資格)</p> <p>第 6 条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成 7 年法律第 14 号)第 21 条に規定する被災者等にあっては第 2 号)の条件</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

新	旧
<p>る。)を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>2 【略】 (入居者資格の特例)</p> <p>第7条～第8条 【略】 (入居者の選考)</p> <p>第9条 【略】</p> <p>2 町長は、<u>前項</u> 各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、<u>公開抽選</u> により入居者を決定する。</p> <p>4～5 【略】</p> <p>第10条～第14条 【略】 (収入の申告等)</p> <p>第15条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 町長は、第1項の規定による収入の申告又は<u>法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき</u>、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 【略】</p>	<p>_____を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(3) 【略】</p> <p>2 【略】 (入居者資格の特例)</p> <p>第7条～第8条 【略】 (入居者の選考)</p> <p>第9条 【略】</p> <p>2 町長は、<u>第1項</u>各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、<u>公開抽せん</u>により入居者を決定する。</p> <p>4～5 【略】</p> <p>第10条～第14条 【略】 (収入の申告等)</p> <p>第15条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 町長は、第1項の規定による収入の申告に基づき<u>(同項ただし書に規定する場合にあっては、公営住宅法施行規則第9条に規定する方法により)</u>、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。</p> <p>4 【略】</p>

新	旧
<p>第 16 条～第 18 条 【略】 (敷金)</p> <p>第 19 条 【略】</p> <p>2. 【略】</p> <p>3 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててを請求することができない。</u></p> <p>4 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u></p> <p>5 敷金には利子をつけない。</p> <p>第 20 条～第 33 条 【略】 (住宅のあっせん等)</p> <p>第 34 条 町長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、<u>町営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。</u></p> <p>第 35 条～第 41 条 【略】 (住宅の明渡請求)</p> <p>第 42 条 【略】</p>	<p>第 16 条～第 18 条 【略】 (敷金)</p> <p>第 19 条 【略】</p> <p>2 【略】</p> <p>3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃</u> <u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u></p> <p>4 敷金には利子をつけない。</p> <p>第 20 条～第 33 条 【略】 (住宅のあっせん等)</p> <p>第 34 条 町長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、<u>町営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。</u></p> <p>第 35 条～第 41 条 【略】 (住宅の明渡請求)</p> <p>第 42 条 【略】</p>

新	旧
<p>2 【略】</p> <p>3 町長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 【略】 (使用許可)</p> <p>第 4 3 条 町長は、社会福祉法人その他法第 4 5 条第 1 項の事業等を定める省令（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号）第 2 条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が町営住宅を使用して同省令第 1 条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>第 4 4 条～第 5 3 条 【略】 (準用)</p> <p>第 5 4 条 第 5 0 条の規定による町営住宅の使用については、第 5 1 条から前条までに定めるもののほか、第 4 条、第 5 条、第 8 条から第 1 3 条まで、第 1 6 条から第 2 8 条まで、第 3 6 条から</p>	<p>2 【略】</p> <p>3 町長は、第 1 項第 1 号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年 5 分 の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の 2 倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～6 【略】 (使用許可)</p> <p>第 4 3 条 町長は、社会福祉法人その他厚生労働省令・国土交通省令 _____（平成 8 年厚生省・建設省令第 1 号）第 2 条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が町営住宅を使用して同省令第 1 条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、町営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、町営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 【略】</p> <p>第 4 4 条～第 5 3 条 【略】 (準用)</p> <p>第 5 4 条 第 5 0 条の規定による町営住宅の使用については、第 5 1 条から前条までに定めるもののほか、第 4 条、第 5 条、第 8 条から第 1 3 条まで、第 1 6 条から第 2 8 条まで、第 3 6 条から</p>

新	旧
<p>第 4 2 条まで及び第 6 7 条の規定を準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「<u>前 2 条</u>」とあるのは「第 5 2 条」と、第 1 7 条第 1 項中「第 3 2 条第 1 項又は第 3 7 条第 1 項」とあるのは「第 3 7 条第 1 項」と、第 3 7 条第 1 項中「第 1 4 条第 1 項、第 3 1 条第 1 項若しくは第 3 3 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 1 6 条（第 3 1 条第 3 項又は第 3 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 1 9 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 3 2 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 3 4 条の規定によるあっせん等又は第 3 8 条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第 5 3 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p> <p>第 4 3 条～第 5 9 条 【略】 （使用の手続）</p> <p>第 6 0 条 第 5 8 条第 2 項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から 1 0 日以内に次に掲げる<u>手続</u>をしなければならないものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>2 使用決定者が止むを得ない事情により前項に規定する<u>手続</u>を同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める<u>手続</u>をしなければならない。</p> <p>3 町長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は前項に規定する期間内に第 1 項に規定する<u>手続</u>をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。</p>	<p>第 4 2 条まで及び第 6 7 条の規定を準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中、「<u>前 2 条</u>」とあるのは「第 5 2 条」と、第 1 7 条第 1 項中「第 3 2 条第 1 項又は第 3 7 条第 1 項」とあるのは「第 3 7 条第 1 項」と、第 3 7 条第 1 項中「第 1 4 条第 1 項、第 3 1 条第 1 項若しくは第 3 3 条第 1 項の規定による家賃の決定、第 1 6 条（第 3 1 条第 3 項又は第 3 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第 1 9 条第 2 項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第 3 2 条第 1 項の規定による明渡しの請求、第 3 4 条の規定によるあっせん等又は第 3 8 条の規定による町営住宅への入居の措置」とあるのは「第 5 3 条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p> <p>第 4 3 条～第 5 9 条 【略】 （使用の手続）</p> <p>第 6 0 条 第 5 8 条第 2 項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から 1 0 日以内に次に掲げる<u>手続</u>きをしなければならないものとする。</p> <p>(1) 【略】</p> <p>2 使用決定者が止むを得ない事情により前項に規定する<u>手続</u>きを同項に規定する期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、町長が別に指示する期間内に同項各号に定める<u>手続</u>きをしなければならない。</p> <p>3 町長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は前項に規定する期間内に第 1 項に規定する<u>手続</u>きをしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。</p>

新	旧
<p>4 町長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する<u>手続</u>をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。</p> <p>5 【略】</p> <p>第 6 1 条～第 6 6 条 【略】 <u>(指定管理者)</u></p> <p>第 6 7 条 町長は、本条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。）に行わせることができる。</p> <p>(1) ～ (5) 【略】</p> <p>第 6 8 条～第 7 2 条 【略】</p>	<p>4 町長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する<u>手続き</u>をしたときは、当該使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。</p> <p>5 【略】</p> <p>第 6 1 条～第 6 6 条 【略】 <u>(管理の委託)</u></p> <p>第 6 7 条 町長は、本条例に規定するもののうち、次の各号に掲げる事務を<u>北海道住宅管理公社に委託する</u></p> <hr/> <p>ことができる。</p> <p>(1) ～ (5) 【略】</p> <p>第 6 8 条～第 7 2 条 【略】</p>

美瑛町定住促進住宅条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

民法に「入居者が家賃を支払わないときは、賃貸人の判断で敷金を未納の家賃に充てることができる」旨が規定されたことから、本条例に当該規定を追加するとともに、関連する規定の整備を行うもの。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

新	旧
<p>第1条～第11条 【略】 (敷金) 第12条 【略】 2 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、町は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u> 3 <u>第1項の規定により徴収した敷金は、住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金等があるときは、敷金のうちからこれを控除する。</u> 4 敷金には、利子を付けない。 第13条～第17条 【略】</p>	<p>第1条～第11条 【略】 (敷金) 第12条 【略】 2 <u>前項</u>の規定により徴収した敷金は、住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃</u>又は損害賠償金等があるときは、敷金のうちからこれを控除する。 3 敷金には、利子を付けない。 第13条～第17条 【略】</p>

美瑛町水道事業の設置等に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

地方自治法の「第243条の2」が「第243条の2の2」に移動することから、本条例第5条中「第243条の2第4項」を「第243条の2の2第4項」に改める。

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

○美瑛町水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表

令和 2 年 3 月 2 日
第 1 回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第 1 条～第 4 条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 の 2 第 4 項</u>の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。</p> <p>第 6 条～第 7 条 【略】</p>	<p>第 1 条～第 4 条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第 5 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 第 4 項</u> の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合とは、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。</p> <p>第 6 条～第 7 条 【略】</p>

美瑛町立病院事業の設置に関する条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）及び民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 地方自治法の「第243条の2」が「第243条の2の2」に移動することから、本条例第11条中「第243条の2第8項」を「法第243条の2の2第8項」に改める。
- (2) 民法第465条の2の改正により、債務額が将来いくらになるか不確定なものについて保証する根保証契約について、保証人が個人の場合は、責任を負う金額の上限となる極度額を定める必要が生じたため、別記様式1の入院申込書を改正する。
- (3) その他文言の整理

3 施行期日

令和2年4月1日から施行する。

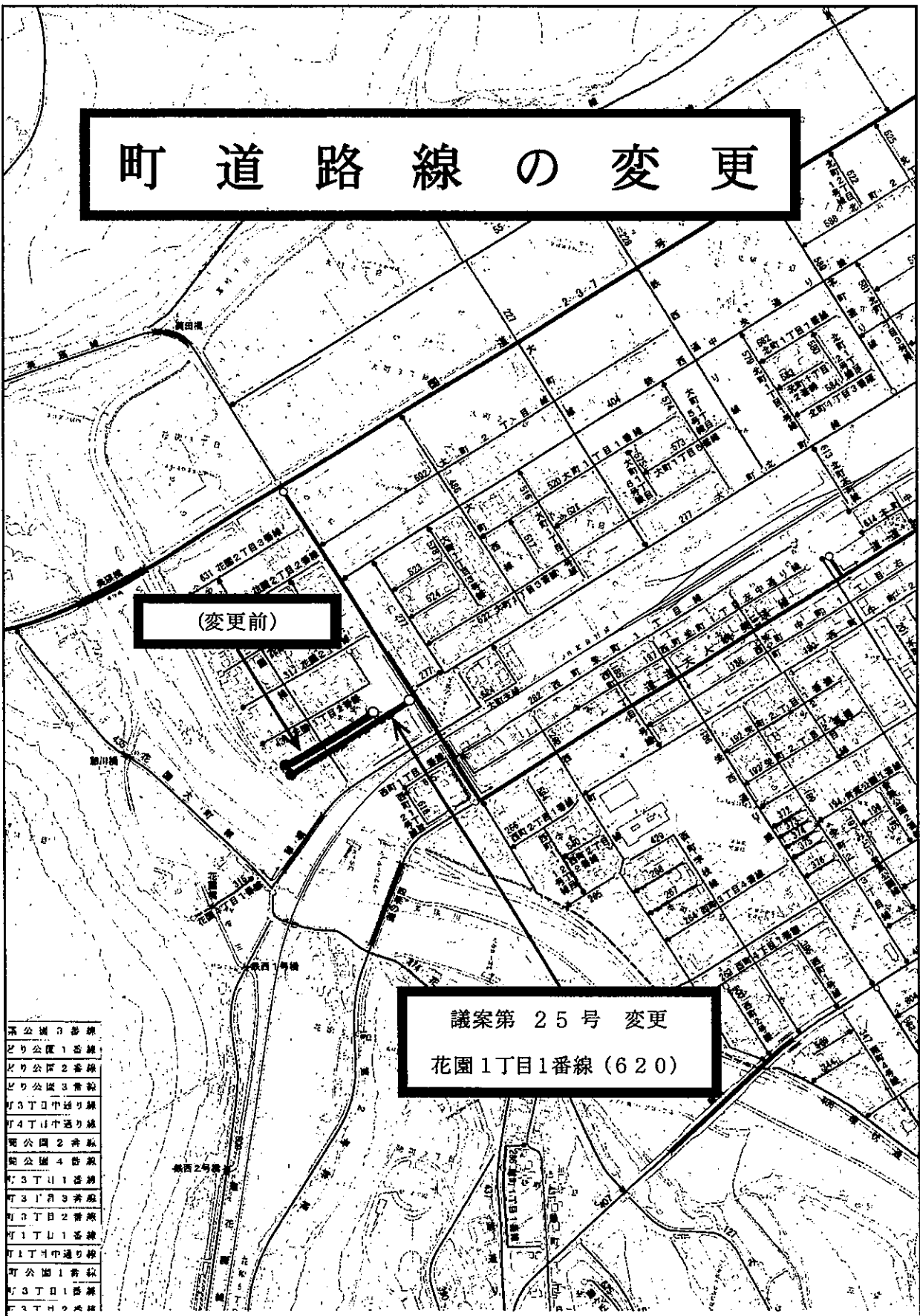
新		旧	
<p>第1条～第10条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額が100千円以上である場合とする。</p> <p>第12条～第19条 【略】</p> <p>別記様式第1号(第7条関係)</p>		<p>第1条～第10条 【略】 (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第11条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項 の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償額が100千円以上である場合とする。</p> <p>第12条～第19条 【略】</p> <p>別記様式第1号(第7条関係)</p>	
入院申込書		入院申込書	
申込 人	ふりがな	申込 人	ふりがな
	氏名		氏名
	印		患者との関係
	患者との関係		印
現住所		電話	
勤務先		電話	
誓 約		誓 約	
<p>入院の際は、説明を受け同意した診療上の指示助言を守り、療養に専念致します。</p> <p>貴院の諸規則は堅く守り、<u>入院費等</u>は遅滞なく支払います。</p>		<p>入院の上は、説明を受け同意した診療上の指示助言を守り、療養に専念致します。</p> <p>貴院の諸規則は堅く守り、<u>医療費</u> は遅滞なく支払います。</p>	

○美瑛町立病院事業の設置に関する条例 新旧対照表

令和 2 年 3 月 2 日
第 1 回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
患 者	ふりがな	患 者	ふりがな
	氏 名 印 男 ・ 女		氏 名 印 男 ・ 女
	生年月日 年 月 日生 満 才		生年月日 年 月 日生 満 才
	現住所 電 話		現住所 電 話
	勤務先 電 話		勤務先 電 話
連 帯 保 証 人	ふりがな	保 証 人	ふりがな
	氏 名 印 患者との関係		氏 名 印 患者との関係
	現住所 電 話		現住所 電 話
	勤務先 電 話		勤務先 電 話
入院費等にかかる極度額 (限度額) 円		年 月 日	
年 月 日 美瑛町立病院長 様 ※入院申込書は入院後速やかに提出して下さい。		美瑛町立病院長 様 ※入院申込書は入院後すみやかに提出して下さい。	
別記様式第 2 号 (第 7 条関係) 【略】		別記様式第 2 号 (第 7 条関係) 【略】	

町道路線の変更



美瑛町議会委員会条例の一部改正要旨

1 改正の要旨

機構改革に伴い、常任委員会が所管する課を改正するため、美瑛町議会委員会条例の一部を改正するもの。

2 改正の概要

- (1) 第2条第1号の総務文教常任委員会所管課の一部を改正する。
- (2) 第2条第2号の産業経済常任委員会所管課の一部を改正する。

3 施行期日

令和2年4月1日

○美瑛町議会委員会条例 新旧対照表

令和2年3月19日
第1回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人</p> <p>ア 総務課の所管に関する事。</p> <p>イ <u>まちづくり推進課</u>の所管に関する事。</p> <p>ウ 税務課の所管に関する事。</p> <p>エ 住民生活課の所管に関する事。</p> <p>オ 保健福祉課の所管に関する事。</p> <p>カ 教育委員会の所管に関する事。</p> <p>キ 選挙管理委員会の所管に関する事。</p> <p>ク 監査委員の所管に関する事。</p> <p>ケ 病院事業に関する事。</p> <p>コ 他の常任委員会に属さない事務</p> <p>(2) 産業経済常任委員会 7人</p> <p>ア <u>商工観光交流課</u>の所管に関する事。</p> <p>イ <u>文化スポーツ課</u>の所管に関する事。</p> <p>ウ 農林課の所管に関する事。</p> <p>エ 建設水道課の所管に関する事。</p> <p>オ 農業委員会の所管に関する事。</p> <p>第3条～第26条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員定数及びその所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務文教常任委員会 7人</p> <p>ア 総務課の所管に関する事。</p> <p>イ <u>政策調整課</u>の所管に関する事。</p> <p>ウ 税務課の所管に関する事。</p> <p>エ 住民生活課の所管に関する事。</p> <p>オ 保健福祉課の所管に関する事。</p> <p>カ 教育委員会の所管に関する事。</p> <p>キ 選挙管理委員会の所管に関する事。</p> <p>ク 監査委員の所管に関する事。</p> <p>ケ 病院事業に関する事。</p> <p>コ 他の常任委員会に属さない事務</p> <p>(2) 産業経済常任委員会 7人</p> <p>ア <u>経済文化振興課</u>の所管に関する事。</p> <p>イ 農林課の所管に関する事。</p> <p>ウ 建設水道課の所管に関する事。</p> <p>エ 農業委員会の所管に関する事。</p> <p>第3条～第26条 【略】</p>